３長行（情審）第１号
令和３年５月１７日

長久手市長　吉田　一平　殿

長久手市情報公開審査会　　印

公文書公開決定等についての審査請求について（答申）

令和３年２月２５日（３長行第１４号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号　３長行（情審）第１号

（別紙）

諮問番号：３長行（情審）第１号

答　申

１　審査会の結論

「平成２４年３月２８日付名古屋市からの回答、前記№⑴に対する(原文ママ)　　の№⑴、№⑶について、下山土地区画整理組合と区画整理近隣住民への周知、了解を得ることに対する項目に対し、どのように対応、指示を行政官トップから執行部に指示されたかが分る文書又は決裁文書」を公開しないこととした実施機関の決定は、妥当である。

２　審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明の要旨

⑴　審査請求人の主張

ア　審査請求の趣旨

令和２年１０月２７日付２長行第２５８号最後尾に記述されている「全部不存在」について、取消しを求める。

イ　審査請求人の主張の要旨

(ｱ) 名古屋市と隣接した６自治体に、名古屋市と道路接続協議（道路法第１９条参照）を行った場合の伝達方法について尋ねたところ、全て文書にて伝達していますとの回答であった。長久手市が文書で伝達していないことはあり得ない。

(ｲ) 区画道路６－１に関する道路接続協議の相手である名古屋市の付した同意条件が不履行・不成就。認可団体である愛知県からの、下山土地区画整理組合（以下「組合」という。）の設立認可申請事前協議における意見に対しても、不履行・不成就。長久手市は所管自治体として、組合に対し、適切に指導支援ができていない。

(ｳ) 長久手市は、法定手続すら踏まず、名古屋市のいう周知、了承も得ず、一方的に図面まで作成し、名古屋市との道路接続協議に使用した。

(ｴ) 組合の設立認可申請事前協議において、愛知県から、区画道路６－

１と名古屋市接続部については、設立認可申請前までに名古屋市との了解を得てくださいと付されるも、長久手市は、平成２４年１０月５日、名古屋市との了解も得ず、近隣住民に十分周知もせず、さらに了承も得ず、組合設立認可申請の副申で「適当と認めます」と意見を付した。

(ｵ) 元来土地区画整理事業における公共用地は、換地、分合、減歩にて捻出するものとされており、協議当事者である長久手市は、認可申請前から、名古屋市より幅員８．０メートルに合わせるよう求められていたから、区画道路に２．０メートル加えるだけで名古屋市の要請にこたえることができたのに、長久手市の不作為により、施行区域外の居宅を供出するようなことに至ったのは、すべて長久手市の協議当事者としての責務を忠実に遂行しなかったことに起因するものである。

(ｶ) 事業主体に対して平成２２年１１月１日協議のなかの、名古屋市要望に関しては、令和３年１月２９日市長名回答では組合に伝えてあるとの回答であるが、事業主体である組合理事長は全く知らないといっており、行政行為で得た情報を伝えていないことで、不作為である。

⑵ 諮問実施機関の説明の要旨

ア 審査請求人に対する公文書一部公開決定処分（２長行第２５８号）のうち、最後尾に記述されている「全部不存在」について取消しを求める、との請求を棄却する。

イ 平成２４年３月２８日付「長久手市下山土地区画整理事業に伴う道路の接続計画について（回答）」（以下「名古屋市回答」という。）第１項は、「名古屋市道藤森東部第１１号線と区画道路６－１号線の接続部（協議内容⑴部分）については、名古屋市道と線形及び幅員を合わせること。」、同第３項は、「事業内容について、地域住民等に十分周知し了解を得ること。なお、苦情が発生した場合、貴市及び事業者が責任をもって対処すること。」である。ここで、「行政官トップ」「執行部」は、いずれも、明確な定義がないことから、具体的にどの組織のどの職を指すのか必ずしも明らかではないが、本市の市長、副市長、建設部長、同次長又は計画課長が、上記第１項及び第３項についての指示を文書で行ったことはな

いし、同人らを含む本市の職員が、これらの指示を文書で受けたこともないから、かかる公文書は「作成」も「取得」もされていない。

ウ　名古屋市回答については、本市で収受後、計画課（当時）において建設部長（あわせて土木課長）まで供覧したが、名古屋市回答収受の前後を問わず、北側を拡幅して名古屋市道と接続させることは現実的ではないと考えていたため、具体的な指示がなされることはなかった。

３　調査審議の経過

⑴　令和３年２月２５日　諮問

⑵　令和３年３月１１日　口頭意見陳述申立・意見書提出（審査請求人）

⑶　令和３年３月１５日　口頭説明・審議

⑷　令和３年４月５日　口頭意見陳述・説明

⑸　令和３年５月１４日　意見書提出（審査請求人）

⑹　令和３年５月１７日　審議・答申

４　審査会の判断の理由

⑴　本件審査請求について

本件は、「名古屋市回答の第１項及び第３項について、組合と区画整理近隣住民への周知、了解を得ることに関する項目に対し、行政官トップから執行部にどのように対応、指示されたかが分る文書又は決裁文書」（以下「本件文書」という。）の公開請求に対し、諮問実施機関が、これを不存在（作成・取得せず）として、非公開決定を行ったことから、審査請求人が、これに対して、審査請求を行ったものである。

⑵　本件文書の有無について

ア　本件文書について、審査会が、諮問実施機関に対し、本件文書がない理由について再度確認したところ、以下のとおりであった。

(ｱ) 区画道路６－１号線と名古屋市道藤森東部第１１号線との接続方法について、名古屋市は、北側を拡幅し、名東区藤香町側と線形を合わせる接続が妥当であるとの意見であったが、長久手市は、既存建物の状況から困難と判断し、平成２４年１月１６日、名古屋市に代替案を

提示した。この提案に対し、名古屋市は、長久手市の行政上の判断であれば協議書は受け取るが、厳しい意見を付した回答になるとの意見を述べた。

(ｲ) 長久手市は、上記提案にて、平成２４年３月８日、協議書を提出し、同月２８日、名古屋市回答を受領した。内容としては、長久手市の提案を受け入れないものであったが、長久手市としては、北側の拡幅は、現実的ではないと考えていたため、北側の拡幅に向けて業務上の指示を出すことはなく、区画道路６－１の接続計画が具体化していない以上、周知の措置をとったこともない。

イ　本件文書について、審査会が、口頭意見陳述において、審査請求人に確認したところ、以下のとおりであった。

(ｱ) 審査請求人が公開を求めた本件文書は、内部文書である。

(ｲ) 尾張旭市、瀬戸市、みよし市、日進市、名古屋市及び豊明市の区画整理課に、道路の接続協議について担当部署にどのように伝達するか確認したが、全て文書で行っているとの回答であった。地方自治体のトップ同士の文書であれば、担当部署へ指示文書を出し、内部手続を踏んで行政執行を行っていくはずである。

⑶　審査会の判断

ア　諮問実施機関の⑵アの説明について、特段不合理な点はなかった。また、⑵イについて、上述のとおり、名古屋市回答が、長久手市の行政判断として受け入れられないものであり、この回答を前提とした指示を行っていないという諮問実施機関の説明を前提とすれば、公文書が存在することを示す事情とはいえない。

イ　なお、審査請求人の主張である２⑴イ(ｲ)から(ｶ)までについては、本件文書が存在することを示す事情ではないことから、当審査会において審査することができない。

ウ　以上のことから、本件文書につき、これを作成・取得していないとして非公開とした決定について、諮問実施機関において本件文書を保有しているとは認められないから、同機関の決定は妥当であると判断した。

５　答申に関与した委員の氏名

岩﨑友就委員、土方義信委員、神下美輝子委員、戸田正彦委員、水谷泰子委員